

令和3年度 近畿中国森林管理局 保護林モニタリング調査評価等部会

日時：令和4年2月 24日（木）9:30～12:00（予定）

場所：近畿中国森林管理局4階大会議室B（オンライン併催）

議事次第

開会

近畿中国森林管理局計画保全部長 挨拶

出席者紹介

議事

1 審議事項

- (1) 令和3年度保護林モニタリング調査報告について
- (2) 令和4年度保護林モニタリング調査等の予定について

2 その他

- (1) 東中国山地緑の回廊の人工林の取扱いについて

閉会

近畿中国森林管理局計画課長 挨拶

令和3年度「保護林モニタリング調査評価等部会」委員名簿

委員名	所 属
佐久間 大輔	大阪市立自然史博物館 学芸課長
添谷 稔	森林総合研究所 林木育種センター 関西育種場長
長島 啓子	京都府立大学大学院 生命環境科学研究科 教授
深町 加津枝	京都大学大学院 地球環境学堂 准教授
藤木 大介	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 准教授
桃原 郁夫	森林総合研究所 関西支所長

(50音順、敬称略)

令和3年度 近畿中国森林管理局 保護林モニタリング調査評価等部会 資料一覧

※資料は全て非公開

資料1 令和3年度保護林モニタリング調査結果

資料1－1 令和3年度保護林モニタリング調査 対象保護林位置図

資料1－2 令和3年度保護林モニタリング調査 結果概要

資料2 令和4年度保護林モニタリング調査等予定箇所 一覧

資料3 東中国山地緑の回廊の人工林の取扱いについて（案）

(参考資料)

令和3年度保護林モニタリング調査報告書（案）

管理方針書（令和3年度保護林モニタリング調査対象保護林）

近畿中国森林管理局 保護林管理委員会設置要領

近畿中国森林管理局 保護林モニタリング調査評価等部会設置要領

近畿中国森林管理局 保護林管理委員会設置要領

第1 趣旨

「保護林制度の改正について」(平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁官通知)第6の1の規定に基づく保護林管理委員会を設置することとし、その運営に関し、必要な事項を定める。

第2 所掌

保護林管理委員会は、近畿中国森林管理局管内における保護林の設定、変更、廃止、管理及びモニタリング等に関する事項並びに緑の回廊を含む保護林に関連する生物多様性の保全についての検討を行う。

第3 組織

- 1 保護林管理委員会の委員は、森林・林業や自然環境に関する専門家等から森林管理局長が委嘱した者で構成する。
- 2 委員の任期は、委嘱した日から翌年度末とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。
- 4 委員は、任期中に70歳に達する場合は再任しない。
- 5 必要に応じて専門的な検討を行うため、保護林管理委員会に部会を置くことができる。
- 6 部会は、委員長の権限により部会長を置く。
- 7 部会には、保護林管理委員会の委員以外に、必要に応じて専門委員を置くことができる。
- 8 専門委員の任期等については、委員に準ずる。

第4 運営

- 1 保護林管理委員会の委員長は、委員の互選により選任する。
- 2 委員長は、議事を総括する。
- 3 保護林管理委員会は、議事の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その説明または意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 4 保護林管理委員会の議事は原則公開とする。ただし、委員長は、議事の内容に応じて非公開とすることができます。
- 5 保護林管理委員会の議事概要については、近畿中国森林管理局のホームページを通じて公開する。

第5 事務局

保護林管理委員会に関する庶務は、近畿中国森林管理局計画課において行う。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、保護林管理委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が保護林管理委員会に諮って定める。

保護林モニタリング調査評価等部会設置要領

第1 趣旨

保護林管理委員会設置要領第3の5に基づき、保護林管理委員会の下に保護林モニタリング調査評価等部会（以下、「部会」という。）を設置する。

第2 所掌

- 1 部会においては、保護林管理委員会で検討すべき事項のうち次の事項について検討を行う。
 - (1) 保護林等の管理及びモニタリングに関する事項
 - (2) 保護林区分の移行に係る調査等に関する事項
- 2 部会で検討された事項については、保護林管理委員会で検討されたものとして取扱う。

第3 運営

部会の運営については、保護林管理委員会設置要領第4に定める保護林管理委員会の取扱いに準ずる。

第4 その他

保護林モニタリング調査評価等部会の設置についてに定めるもののほか部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。